

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年4月20日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第1号

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第15号及び第16号を次のように改める。

(15) 一般財団法人道路管理センター

(16) 公益社団法人京都市シルバー人材センター

第2条第1項第24号を次のように改める。

(24) 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団

第2条第1項第27号及び第28号を次のように改める。

(27) 公益財団法人世界人権問題研究センター

(28) 公益財団法人京都市都市緑化協会

第2条第1項第30号を次のように改める。

(30) 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター

第2条第1項第39号を次のように改める。

(39) 一般財団法人京都市都市整備公社

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)